

## 中古に於ける宇佐神人の活動（下の二）

### 西岡虎之助

#### 五内 証（中）

更に神人の活動を扶けたのは、彌勒寺の勢力である。彌勒寺は云ふ迄もなく宇佐の神宮寺で、神宮とは異體同心とも申すべき密接な關係にある。

随つて神人が事を起こすに當つて、常に彌勒寺は神人の活動を扶けた。之と共に神人も亦彌勒寺の活動を扶けた。當時彌勒寺には、後述の經濟的事情から推しても、相當多數の大衆を擁してゐた事は、想像に難くは無く、しかもこの大衆が、當時の寺院に於けるが如く、時に活動を開始するに當つて、その援助者となり、その氣勢を添えたのは即ち宇佐の神人であつた。

今その一例としては、長治の初年彌勒寺の大衆

が、安樂寺の大衆と鬪亂した場合を擧げることが出来る。この時朝廷は、太宰府の言上に基き、長治元年十月十九日 仗座に於いて陣定を行つてゐるが、その模様に就いて、中右記の著者宗忠は、次の如く語つてゐる。

已九ヶ國神民亂發、依爲念事沙汰之間、先遣官使、可停神民亂發之由、群議了。

茲に所謂神民とは、一方は安樂寺即太宰府天滿宮關係の神人であり、一方は宇佐神宮、並にその末宮の神人である。即ち二所の争が、それ／＼關係を辿つて蔓延し、遂に九劔一圓の神民の亂發となつたのである。これに對する朝廷の處置は、例によつて遅引し、翌長治二年九月二日にも、陣定を

行ひ中右記、事件を法家に下して勘申せしめてゐるが、  
山槐記元暦元年 八月三十日條 その結末は不明である。但し永引い  
たことは、永昌記嘉承二年五月二十五日の條に、

去年御藥之日、八幡香椎竈門等犯過依無決、其祟及玉  
體歟。

とあるので知られる。即ち嘉承元年の僉議の日に  
當り、主上御藥により、憚つて解決を興へなかつ  
たその祟が、今年の御惱の原因をなしてゐるとい  
ふのであつて、少くも嘉承元年頃には、宇佐八幡  
神民蜂起の件は、治まつてゐないのである。

加之、右の記事に依れば、香椎竈門等にも、犯  
過のことが起つてゐる。香椎の犯過とは、去長治  
二年、散位頼貞が、同宮に押入りて神輿を射危め  
神人を殺害した事を指すので、事の起りは、或は  
前記宇佐神民の蜂起と關係してゐるかも知れな  
い。竈門宮の犯過の源因も、同宮が八幡宮と深い  
縁故の社であるから、亦同様の推測が下され得

る。して見れば長治から嘉承に引續き、九芴の諸社  
が紛擾してゐたことが解かる。果して、天仁元年  
に至り、亦もや九芴一圓は、神民の亂發によつて  
混亂状態に陥つてゐる。中右記同年三月五日の條  
には「是太宰府言上、神民蜂起、群盜相亂、凡管  
内放火殺害者、不可勝計、府解及十餘返」と述べ  
てゐる。當時太宰權帥は大江匡房であつたが、彼  
は徒に京師に滞在して、任地に下向せざること三  
年にも及んだ、神民の蜂起は、實にその留守中の  
ことであつた。されば權中納言宗忠の如きは、匡  
房の赴任懈怠を以つて、蜂起の主因となし、そし  
て「而無其咎、已及仗議、爲朝家、誠以不便也、  
匡房所爲不穩便歟」とも、公憤を漏らしてゐる。  
中右記 同上 即ち匡房が怠つて赴任せず、朝廷も亦之を  
咎めざる結果、かくの如き神民の蜂起となり、延  
いては無警察の状態を惹起せしめたのであつた。  
この頃九芴に於いて神人大衆の跋扈した社寺に

は、前記の外宗像・宮崎・高良・彦山・阿蘇等もあつて、その何れもが連絡を保つてゐた爲め、一社寺に事あれば、他の諸社寺も之に響應し、神民大衆の亂發蜂起を見るのであつた。例へば保延六年五月五日、大山(竈門)香椎・宮崎等が張本となり、九國所々の大衆神人が押寄せて、太宰府己下の屋敷數十家を焼拂へるが如きも、それである。これらの場合には、直接、宇佐宮及び彌勒寺關係の神人大衆は出て來ないが、矢張り前記の理由に據り、參加してゐたものと見て差鬨ない。

長治及び天仁年間に於ける神民の亂發蜂起は、神人が彌勒寺を扶けた例であるが、この例は必らずしもこの頃から始つたといふのではなく、之を歴史的に辿つて見れば、早くより種々の形に於いて現はれてゐるのであつて、彌勒寺が宇佐の神宮寺として經營せられた抑々の初まりから、すでに現はれてゐる。嘗て神宮から返上された位田封戸

が、一時造神宮寺料に充當された事もそれであり、又天平勝實元年六月二十六日、勅に任せ宇佐宮神戶人を、毎年一人づゝ得度せしめて、彌勒寺に入れてゐる如きも<sup>三代</sup>格三、それである。中にも年分度者は、その趣旨に於いて、神靈を助けその威勢を増すは、大覺を以つて最となすといふ前提の下に、宗廟を護り社稷を鎮むるを本願とする宇佐神靈に酬ゆる所以のものとなすのであつて、本來の異體同心の關係を更に濃厚ならしむるものであつた。但しその人選は、宮司の專斷で、試練をも經ず情に任せて度補するのであつた爲め、漸く本來の趣旨に背くに至つた。

法會之庭、法用有闕、轉經之日、經文訛雜、徒免課役、不會住持、聖願既闕、神威何有。

仍つて天長七年七月十一日、官に請ふて神山(宇佐宮)若くは彌勒寺に住して、三年已上を經過し、六時中道を行ひ、心行已定の人を簡び、講師宮司

ともに讀經を試み、然る後度補することとした  
三代。これと共に彌勒寺には、從來駟仕丁といふ者  
なく、爲に「荆棘滿庭、無人掃除、況復風雷猛  
烈、誰以防護」といふ狀であつたので、更めて神  
封の仕丁二十人中、六人を割いて、永く寺の駟  
使に充ることにもしてゐる<sup>上</sup>。以上は卑近な例で  
あるが、之を見ても、兩者の密接な關係が知られ  
るので、後に神宮が太宰府と争ひ、又は内訌を起  
こすに當つて、元命、清圓等の彌勒寺關係の僧侶  
が出て來て、之に容喙し、その紛擾の渦に巻き込  
まれてゐるのも、當然と云ふべきである。

前記の度者、及び駟使丁の件を、官に請求せる  
は、當時の彌勒寺別當たる筑前觀世音寺講師光豊  
と、彌勒寺講師たる光慧とである。これに依つ  
て、當時觀世音寺の講師が、彌勒寺の別當に補せ  
られてゐたことが解かる。光慧は彌勒寺の初代の  
講師で、元來、彌勒寺には講師及び讀師が置かれ

てゐなかつたのを、天長六年二月一日、及び同年  
五月十日兩度の官府によつて、始めて置かれるこ  
ととなり、光慧はその時、講師に補任せられたの  
である<sup>三代格三、天長  
七十七官符</sup>。光慧の後、平安時代の中頃、  
彌勒寺講師として有名なのは、かの元命である。

元命は宇佐氏で、豊前講師賢高の弟子なりといふ  
八幡宮祠官並。<sup>俗別當系圖</sup> 彼が彌勒寺講師に補せられたのは、  
長保元年のことであるが、以來、大いに力を寺家  
の發展に盡したことは、治安二年の頃、彼が自己

の門徒をして、彼自身の建立にかゝる筑前喜多院  
惣攝の筑前筥崎塔院(註一)の三昧を、永く勤仕せし  
められんことを請ふ牒狀に照して明であつて、彌  
勒寺の所領莊園の増加、並に末寺別院の建立は、  
一に彼の力に依るものとなし、巧に當時の政界に  
於ける大立物入道大相國道長の歡心を得るに努め  
てゐる。この申請は、治安三年閏九月十八日附官  
符によつて許されてゐる<sup>石清水文書二、治安四、四、こ  
十五筑前國司宛府符</sup>。

の外彼は官に請うて、從來一任六年、即ち六年交替であつた彌勒寺講師の期限を永宣旨による長任の制に改めてゐる。之等は何れも、寺家の發展の爲に行つたことで、その結果、彌勒寺の勢力は遂かに確立し増加したものと見て差鬨ない。又かく増したとすれば、その後に於いて、普通に有り勝ちな内訌の起こるに至るは、理の當然であつた。

元命は永承二年三月、老齡の故を以つて、官に請ふて講師職を、實子にて法弟子なる戒信に譲り、永承六年八月二十九日、彌勒寺に於いて入滅した。然るにこの後、間もなく戒信とその兄清成とは、喜多院並に末寺等の領掌について、共に父元命の讓狀を得たものと主張して争つてゐる。即ち雙方ともに款狀及び奏狀に、證據物件たる調度文書（清成は、官府並に讓狀、戒信は、官符奉行府符並に讓狀等案文）を副えて訴え、太宰府は、同年十二月二十日、解狀を以つて之を官に具申し、

その裁決を仰いだ。けれども官に於いても、天喜二年三月二十日に至り、「兩人所申一定難決」とて調度文書等を却下し、太宰府をして、慥に元命付屬の子細につき、その理非のある所を決して言上せしめてゐる。この争の経緯は、その後徵證缺けて不明であるが、結局戒信が勝ち、喜多院司職を彼が帯びてゐたことは、寛治元年八月二十九日、清成の子清圓を彌勒寺講師、並に喜多院司に補する官符に、

件清圓、宜補任彌勒寺講師並喜多院司法印大和尚位戒信死關替。

とあるので明である。

清圓の後、圓賢（長治二年七月十五日官符）寛賢（保安四年七月五日及八月十七日官符）は、順次彌勒寺講師喜多院司に補せられてゐるが、この圓賢・寛賢の時代を過渡期として、彌勒寺の地位は、その後一變を來たすに至つた。前述の如く元命・戒

信・清圓は宇佐氏であつたが、寛賢以後彌勒寺の僧職は石清水別當家たる紀氏の人々の手に移つたことである。勿論、元命・戒信・清圓・圓賢は、何

れも彌勒寺講師補任の前後に於いて、石清水の別當、又は檢校に補せられてゐるので、黄金事件に清圓を彌勒寺別當と呼んでゐるのは、この關係に基くのであらう。中にも元命は、彌勒寺講師として、後に石清水の別當ともなり、檢校ともなつてゐるので、明に彼の時代には、彌勒寺の勢力が石清水に波及してゐたものといへる。これは石清水が初め宇佐に准ずる社であつたこと、相通する現象である。然るにこの傾向は、その後次第に逆に赴き、大治三年、寛賢が科に依つて所帯を止めらるゝに及び、石清水別當家たる紀氏の光清が、同年十月二十二日附を以て、之に替つた。以上、石二所收諸官符、及び石清水八幡宮略補任八幡宮祠官並俗別當等系圖。然らばこの交迭の少くも主要な動機をなす所の寛賢の科とは、抑々何で

あるかと云へば、それは大治年間に、寛賢と宇佐大宮司との間に惹起した紛擾事件に基づいてゐるのである。

事件は大治元年に始つてゐるので、同年八月の宇佐八幡宮放生會に、彌勒講師寛賢（觀賢とも寛嚴とも）が、凡そ八ヶ條の濫行を加へたといふにある。大宮司は、之を朝廷へ訴へ出た。よつて朝廷では、寛賢を召喚したものと見え、翌大治二年六月十六日を以つて、左少辨實親・右大史兼孝をして、一本御書所（大政官廳の釜殿の西南、即侍從所の南）に於いて、件の寛賢、並に散位國兼を問注せしめてゐる。國兼も後述の如く、この事件に關係してゐるので、これは主として鎮西受領中右太宰大貳からの訴に基くのである。寛賢の件は、この後、更に法家をして、勘申せしめたように、同年十二月二十六日の陣定では、右大臣家忠以下參集して、寛賢の濫行八ヶ條に關する法家の

勘申に就いて、僉議してゐる。この時右兵衛督伊通は、先づ發語して、法家の勘申には、寛賢は赦に會ふべき由を載せ、事實また去年十二月に非常赦があつたのであるから、今更更かく拘泥する必要がなく、一に件の勘文に任せ、赦に會つたものとして、無罪にすべきであると主張した。また左大辨爲隆は、定申して云ふに件の濫行中には、或は神輿を打つ輩もあつたといふに關はらず、法家の勘問記中には、何等沙汰切つてゐないし、或は又六月の問注の中に、不臣の事に就いて舉げてゐるに關はらず、之にも法家は何等勘問してゐないに就いては、之等の趣に對しても、猶更に決斷すべきかと。之は法家の手落を指摘したのであるが、これによつては、濫行の内容を伺ふ事が出来る。かくて皇后宮權大夫師時・右衛門督實行・民部卿忠教は、伊通に同じて會赦説に賛成し、權大納言宗忠も、亦、會赦の條は群議(伊通説)に同ずとて、

之に左袒すると共に、但未だ沙汰切られざる事、(打輿不臣の事に就いて一旦更に尋ねらるべしとの旨に關しては、爲隆に同ずると云つてゐる。即ち兩説に賛同してゐる。かくて最後に家忠は、會赦の事は人々の定申す所に同じ、勅定を仰ぎ、それに隨ふべしと宣した。されば寛賢は恐らくこの方では無罪となつたのであらう。

然るに寛賢には、なほ餘罪があつたので、同日右の定に引續きその僉議を行つてゐる。それは寛賢並に散位國兼の非行に對する太宰大貳長實の訴申す所に就いてある。詳しく云へば、長實が寛賢の爲めに米を押取られし事、並に大貳目代外記國兼の事に關する法家の勘申の趣旨に就いての定である。之について伊通は、又もや定申して曰く、「件事國兼□大貳命所行也、一旦可被問大貳卿歟」と。記録に闕字があつて、意味が取り難い。而して右の伊通の定に對しては、爲隆が唯獨

り、法家は國兼に贖銅せしむべき由勘申してゐるのであるから、勘文に任せ行ふて然るべき歟」と

異説を申し立てたわけで、その他の人々は、皆伊通の説に同じてゐる記中、恐らくそれに一定したのであらう。けれども事件の真相は、これだけでは

遂に不明である。たゞ以上の所によつて想像を廻らせば、問題の中心は、寛賢の收納した米（もと

大貳所屬）は、押取に依るか否かといふにある。しかもこの疑問は、大貳目代國兼が、大貳の命によ

つて件の米を取扱つたか否かに關係してゐた、即ち大貳の命によるものなれば正當の收納となり、

然らざれば押取となる。これについて大貳は、後説を執つて訴へ法家もそれを是として、まづ下手

人國兼に、贖銅を課せんとした。然るに國兼は、固く前説を主張し辯解し、公卿もそれに耳を傾け

た結果、更めて原告大貳に子細を尋問する段取りとなつた。そして取調の結局は、押取といふ事に

定まり、随つて寛賢も罪を免がれずして、所帯を召し上げらるゝに至つたものと思はれる。

この寛賢の罷免が機會となつて、前述の如く彌勒寺の地位の上に一大變化を來たした。石清水別當家たる紀氏の光清が、寛賢の後を承けて、彌勒寺の所帯を握るに至つたことこれである。しかも

この時には、從來の如き講師院司ではなく、彌勒寺並喜多院檢校であるのも注意すべきで、光清の後、その子任清、更にその子玄清、共に之に補せ

られてゐる。ともかく光清の時代から、彌勒寺に石清水の勢力が著しく加つたので、僧綱補任に、

光清の時、彌勒寺は八幡に付屬し了るとあるは、至言といふべきである。更に降つて慶清の時代、

治承四年八月八日に、以東以西直人等宛彌勒寺政所下文を以つて、少別當明俊を宇佐宮留守職に補

任してゐるのを見れば、宇佐神宮に對しても、石清水別當家の勢力が及んでゐた事が解かる。以東



以西直人とは、恐らく所在の神人といふ程の意味であらう。

彌勒寺に關する所帯が、石清水別當家に移つた後、復その所帯について、同別當家の間に相續争を演じてゐる。玄清は久壽元年十二月三十日、彌勒寺並喜多院檢校に補せられたが、更に彼は彌勒寺内新寶塔院の別當職をも、父任清の付屬と稱して知行せしにより、保元二年十月六日官符を以つて之を停止し、玄清の叔父勝清(任清弟)を改めて補任し、院務を執行せしめてゐる。この時の官符に收めた勅には、

彌勒寺内新寶塔院、依爲白河院御願、代々以院廳下文、  
補別當職、而法眼玄清、稱有先師任清附屬、押以知行、  
甚不穩便、宜以勝清爲別當、令執行院務。

とある。恐らく勝清・玄清の叔甥が、相續權を争つた結果に依るのであらう。玄清には兎かく濫行が多く、爲に彌勒寺の僧侶大衆並に宇佐大宮司等

から嫌はれてゐたことは、永曆元年五月七日附で、彌勒寺講師並に喜多院司に補任せられた慶清(勝清子)が、仁安二年正月八日附で、前記の寺務を執行せしめられん事を請ふの奏狀に、次の如く述べてゐるので推測ができる。

謹考舊貫、件寺院爲講師司之輩、寺務執行敢無脫漏、  
例載狀右矣、爰慶清適乍補彼講師、未被附寺務、愆歎  
之甚、何事過斯哉、就中玄清張行條條濫務之間、寺僧  
大衆、并宇佐宮大宮司等、致諸訴訟云々、又當宮雖爲  
權官、全不從大小神事之上、於謔弟神官、猥依致濫罰、  
傍張神官等、舉首所令訴申也、其旨度度言上畢、云彼  
寺、云當宮、玄清之不當、罪科不輕、何執行嚴重御願  
寺哉下。

宇佐宮彌勒寺が擧つて玄清を排斥した趣が、ほゞ了解せられるので、慶清は之を一の條件として、寺務執行を申請したのである。之は同月二十九日裁許されてゐる。

慶清に次いで嘉應三年三月二日、講師院司に補せられたのは、その叔父成清(任清勝清弟)であるが、この相續も決して圓滿なものではなく、その後頗る波瀾を呈してゐる。同年二月十八日附成清の奏狀には、暫く流憂を慰めんが爲に、仁恩を仰ぐ次第であると説いてゐるが、治承四年六月五日附慶清の解狀には、

謹檢案内、去永曆元年補任彼寺講師、以仁安年中、成賜執務宣旨畢、而間先師法印勝清逝去之尅、成清橫企懇望暗被改補、愁而空馳過日月、歎而徒推移星霜、今依神慮令然、幸遇明時善政、何不散宿訴、豈不蒙哀憐乎。

とあつて、横領と主張してゐる。幸ひこの主張は通つて、同月十六日、慶清は講師・院司に還補せられた。然るにこの事は、成清が講師として宇佐に下向して、彌勒寺堂舎の修理に當つてゐるその留守中に行はれてゐるのは、注意すべきである。そしてこの處置に對し、成清にしても、黙しては

ゐず、東歸と共に、その不當を訴え、還任を申請せるは、極めて有り得べきことである。彼が元曆元年十月十八日、治部省に提出した解狀には、

繼累門之遺跡、補彼寺之講師以來、專致興隆佛法之精勤、奉祈鎮護國家之御願、然間去治承三年之比、寺家大破之由、有其聞、依修造事、俄可下向之旨、被背責之故、同十二月十九日、(後)凌白雪繁霜之節、赴蒼波萬里之路、不惜身命於阿逸多之照見、只仰盛應於大菩薩之冥助、同四年正月十日安穩下着、營輪奐於一大事、終修復於五箇月、奉渡本佛可遂供養之日時、可被勸下之由、令言上之處、不日之功希代之事也、(後)早任先例可有勸賞之旨、被仰下之間、乍存彼國被召所職畢、俚傳于逆旅之遐鄉、匍匐于歸程之峻路、抱恥含怨洽歸東浴之風、測通願身、唯類忙叟之馬、今幸神祇事、可致行正道之由有其聞、若運之已至歟、神之令然歟。

云々として、講師・院司の還任を請ふた。之は翌十

一月二十四日、その目的を達してゐる。以上、石清水

官符、及び石清水八幡宮略補任、慶清・成清の争の理非の八幡宮祠官並俗別當等系圖。慶清・成清の争の理非の

所在は何れにありとも決定し難い。或はその當時にすら決し難かつたが故に。かく交互に、補任せられたとも云へる。

(註一) 笥崎宮塔院領にも國司との紛擾あり(石清水文書)。

## 六 内 証(下)

然らば慶清成清に限らず、宇佐氏・紀氏の人々が何故にかくまで彌勒寺講師職を争つたのであるか。これは必ずしも名譽欲を満たさんが爲ではなくして、その所帯に、當然附隨してゐる所の經濟的事情に着目せる故であると思はれる。

彌勒寺が封戸(額不明)を給せられてゐた事は、神護景雲元年九月乙丑、八幡比賣神宮寺を創建するに當り、之に要する人夫は、神寺の封戸を役して、四年を限り功を畢えしめてゐるに徴して明である(續紀)。更に同寺燈分料としては、年々豊前國地子稻三百束を以つて、充當する定であつた事は、延喜式二十六に見えてゐる。この外、中古を通

じて行はれた開發寄進等にかゝる土地莊園は、他の社寺同様、頗る多きに達したであらう。これに就いては、元命が非常に盡力したことは既に述べた通りであるが、更に彼が名を皇室及び道長に假りて、盛んに所領莊園の増加を企てた趣を、明瞭ならしめんが爲に、治安二年頃の彼の牒狀の一節を、茲に引用して置く。

元命自罷任講師之後、日夜所營、只公家泰平、入道大相國增長寶祚之御祈願也、爰祈請有感、神德有驗、彌致懇誠、修如此願、始自當寺普及別院、元命以最愚性、深蒙公家之恩、以微少身、幸浴相府之德、左思奉報神德、右思奉酬公恩、加以相府門胤長積累業、男令繼槐位執政之慶、女令持椒房外殿之寄、因之或買善治田、或墾開荒野、部部設祈物、所所修善業、其勤漸及于二十餘年、當寺前々之司不成如此之志、本寺所修、別院所勤、至于載目錄之數、皆是元命所建立也、上奉增大菩薩等覺之御願、次奉祈公家大相府之寶祚○下略、石清水文書二、治安四十五府符所載。

別院又は末寺末宮の増加も、莊園所領の増加を意味するものである。而して之等の所領莊園の性質は、概ね一色不輸の地であり、その範圍は九劔一圓に擴まつてゐたことは、元暦二年四月、彌勒寺所司の解狀に、諸佛神事の經濟を述べて、

其佛聖燈油、神用、佛具、僧衆、神官、衣糧、修理、

治用、塗料、寄進御庄御領、所被支配也、併爲一色不

輸之地、遂期三會逸多之曉、事之嚴重、不遑記錄、彼

御領、各在九國、忝守神靈之御起請、無背寺務之下知。

とあるので略知る事が出来る。石清水八幡宮記録、三六、同月二十六日院廳下文。

なほ所領莊園等の具體的分布の狀を知らんとせば

中世初期になれる彌勒寺喜多院所領庄園名田末寺

末宮別保等の注進をも参照すべきで、それに依れば、

所領以下は、九箇國全體に散布し、その數は惣都合百四箇所に達してゐる。石清水文書二。更にこれに關

聯して、建久八年六月幕府の御教書により調製せる所謂建久圖田帳なるものを見るに、薩摩國合田

四千十町七段のうち大隅國正八幡宮領は、八十二町八段、彌勒寺領は、三百町四段、その都合三百八十三町二段に達し、大隅國合田三千七十七町五段大のうち正八幡宮領は、不輸五百町五段小、應輸七百九十五町八段都合一千二百九十六町三段小に上り、日向國合田八千六十四町のうち、宇佐宮領千九百十三町、彌勒寺領一百十五町、その都合二千二十八町に上つてゐる。また稍降つて弘安八年九月の豊後國圖田帳綴類從所收を見るに宇佐宮領は一千六百餘町、彌勒寺領は一千餘九十三町に上り、双方を合すれば、實に豊後國總田代の三分一強に當る。以上の數字は孰れも中世のもので嚴密にいへば中古のものではないけれども、少くも中古末期のもの、ほゞ右と大差なかるべく、隨つてこの數字を基礎として、中古末期九劔一圓に擴まれる宇佐宮並に彌勒寺關係の所領の輪廓を知ることが出来ると思ふ。蓋しそれは莫大の數字を示すこ

とであらう。

そして斯くの如く所領莊園が九州至る所に擴つてゐたとすれば茲にも當時にあり勝ちな紛擾が少からず醸されてゐた事は、云ふ迄もない。天承元年以往數年に互れる、彌勒寺領豊後國埴郡姫島住人等の地子の辨濟を肯んせず、あまつさへ督促の宮使を凌礫した事件の如き、その一例と云ふべきである。之に對して彌勒寺は、同年八月の頃、朝廷に訴訟してゐるが、事の真相は、凡そ次の通りである。

嶋領住人等、不辨地子、凌礫本宮使、或時殺害、仍遣宮使、雖召之、對捍參仕三度、今度重召使處、宮使又於途中、被殺害了云々。

最初の宇佐宮の使は、地子督促の使であらう。之は凌礫され殺害された。再度の宮使は、犯人若くは代表者の召喚の使であらう。之も參仕に對捍すること三度といふ體で、無效に畢つた。第三度目

の宮使も、再度と同様の使であらう、之も途中に於いて殺害されてしまつたのである。かくてこの訴訟に關し、朝廷では、同年八月十九日、陣定を行つてゐるが、その初に、日上宗忠は「罪科重疊、所犯不輕、所定申云々」と仰せてゐる。而して諸卿は例の如く、住人等の犯行を法家に勘問せしめ、罪科を行はるべしと述べたが、民部卿忠教、治部卿能俊は、犯人を召し、犯す所を訊問して、然る後罪せらるべしと主張した。更に二位中納言師頼は別に手續上に關し、意見を述べて、今度の寺解には太宰府解を副えてゐない、隨つてかく訴の一方(即彌勒寺側)に付いてのみ、押して罪科を行ふ事は、定め申し難い、須らく宰府に實否を問はれ、その後決斷せらるべき歟と。而してこの席に於いて、皇后宮權大夫師時は未だ寺解を見ず、爲に事の子細を知らざるまゝに、左大辨雅兼に、密々問ひしその返答に、

件訟事、已及數年、犯過誠重疊、今度雖不副府解、不可有事疑、於殺害宮使之事、難一定、又件殺宮使事、去年七月云々、其後十一月、被行天下大赦、其詔不拘件事、然而付仰詞、可被勘罪名之由、所定申也。

住人の犯科は、府解なくとも明瞭であるが、宮使殺害の事は、一定し難い、而して件の殺害は、去年七月との事なるも、同年十一月には、天下に大赦が行はれてゐる。されどその詔は本件に拘つてゐない、即ち恩惠の外に置かれてゐる。たゞ今回は、院の仰詞に任せ、罪名を勘すべく定を行ふとの意である。よつて師時も、中宮大夫宗忠に意見を叩かれしに答えて、「可被勘罪名云々」といつてゐるが、自らこの言に註して、會赦條、法家之可勘申之故也」とせるを見れば、罪名は陣定に於いて勘じ、事件の赦に會ふべきや否やの條は、別に法家をして、勘申せしむるのであつた事が知られる。事實定に次いで、直ちに官の外記、及び明法

等は、各々勘申に従つてゐるのである。長秋記天承元八、十九  
次は、彌勒寺領豐後國浦部十五箇莊に對する、同國々司の濫妨である。浦部十五箇莊とは浦寄りの左の十五箇莊をいふ。

速見郡に屬するもの、  
八坂庄、大神庄、日出庄、由布庄、山香庄。

國東郡に屬するもの、

伊美庄、岐部庄、臼部野庄、香地庄、竹田津庄、眞玉庄、姫嶋、都甲庄、草地庄、藤尾寺。

これらは、彌勒寺喜多院所領注進、及び弘安の圖田帳にも見えてゐて、略々その廣さを推すことが出来る。また後述の久安の院廳下文には、四至をも載せてゐたようであるが、今の所不明である。

また右十五箇莊の性質に就いて、文治二年二月附、彌勒寺別當成清の解狀に隨へば、件の莊々は、累代聖主勅免の莊園で、その所當地利は、恒例の佛神事、並に寺家修理の用途に充てるのであつ

た。且つその成立後も、神宮に對する朝廷及び太宰府の崇重が、殊に篤かつた爲に「雖有增加之儀、全無停廢之人」といふ有様であつたこの事である。然るに永年の中には必ずしもそうは行かずして、宰吏(國司)のうち一兩の者は、右の子細を無視し、又は知らずして、敢て妨を成すに至つたので、鳥羽上皇院政の時、之を奏聞して濫妨停止の院廳下文を賜つた。鳥羽上皇の院政は、大治四年から保元元年までであるが、右の院廳下文は、久安年間に出了た事は、前記十五箇莊の四至が、久安の廳下文に載せられてゐたといふので知られる。加之、宛も久安頃の豊後守藤原季兼の濫妨に就いて、成清の解狀には次の如く説いてゐるのである。

當國宰吏之中、令押領此庄々之輩、皆以有事歟、所謂季兼朝臣之任、横押領之處、季兼受重病之刻、自身詭宣、忽書忘狀、納寶前畢、其時目代河内權守中

原資職、此領之内、停廢八坂庄之日、現奇特於庄稼、令頓減畢。

鳥羽院の廳下文を得た後は、流石に宇籠の事なく、慙く年序を経たが、永曆元年正月、藤原賴輔が國守拜任に及んで、復押領の事があつた。よつて彌勒寺は、事の子細を注して朝廷に訴申した所、仁安元年二月、賴輔は罷免せられ、翌二年に至り、重ねて濫妨停止に關する後白河上皇の院廳下文を賜つた。けれどもこの下文も空文で畢り、十五箇莊は、その後國領となつた儘であつた爲め、彌勒寺は經濟上に非常な打撃を蒙つた。之について成清の解狀には、

雖然無指故、猶令國領、送歲月、以彼庄々所出、所被苑置之、佛神事堂塔修理修造、併以斷絕畢、於件國御領庄々者、本相折有、限之上、全無餘剩、仍失計略、拭愁淚、歷星霜、

と述べてゐる

到津文書(前宇佐町到津公熙氏所藏)、石清水八幡宮記録三六所收文治二、四、十三院廳下文

豊前國浦部十五箇莊濫妨に因つて困窮した寺家は更に中古末の源平争亂の世となるに及んで、愈々困窮に陥り、果ては目睫に迫れる三十年一度の遷宮にも差間までに立ち至つた。その理由はこの時代になると、莊園に對する濫妨は、單に豊後國に於いてのみならず、九州一圓の所領莊園に關する現象となつたからである。當時、鎮西に勢力ある士民等は、各々武威を假りて、勝手に地頭と號し、或は下司と稱して、寺領莊園を押し領し、以つて所當を辨せず、寺役に従はざるに至つたのである。元暦二年四月の寺解には、

而近年以來、鎮西有勢士民等、或成權勢武家郎從、或稱得替別當之宛文、有號地頭、有稱下司之族、押領御庄園、不濟所當、因茲佛事用、悉以闕乏、僧徒神官等失依怙、朝歎夕歎、寺家之欲滅、寤念寢念、思神德之惟新

と述べ、引續きこの寺解を提出した頃は、争亂も

静まりかけてゐたので、

然間海西波澄、欲復古、天下風靜、可及涼素、當寺之可中興、已當此時、其中第一之訴訟、在地頭下司之濫行、件輩一々不被停廢者、雖歷萬代、不可復舊儀歟、然者雖向後、如此之輩、若出來者、永可被禁遏

と説いてゐる。平和克復後の第一の訴訟は、地頭下司の濫行停止の件であつた程に、寺家は苦痛を感じてゐたのである。この訴は、元暦二年四月二十二日に至り、太宰府在應官人宛の院廳下文を成さるゝに及んで、目的を達したのである。到津文書石記錄所收、元暦二、四、廿二院廳下文、なほ。清水入齋宮東鑑元暦元、十、廿八の條をも参照すべし。 ついで、前記

豊後國浦部十五箇莊の件に關しては、文治二年四月十三日に、院廳下文を以つて、仁安廳下文の通り、寺家に返付し、本の如く執り行はしめてゐる。源平の合戦が、かく所領莊園に大打撃を與へたのみならず、神宮及び彌勒寺自身にも、大きな痛手を負はしてゐる。前記成清の解狀中には、



抑兩三年、不憚神威、武士亂入之間、壞堂塔、而爲  
蕪、破佛像、而求寶、折破眉間、而取白玉、裂穿御身、  
而同黃金、其間狼藉難盡筆端、自餘事以之、可被察委  
細退可注進歟、

と述べてゐる。これは彌勒寺に就いてゐるが、  
神宮にしても、之に勝るとも劣らざる打撃を蒙つ  
てゐる。然らば兩者が何故に、かく迄打撃を受け  
たかと云へば、源平争亂の渦中に巻き込まれたが  
爲である。

初め壽永二年八月、平氏が源氏に追はれて、安  
徳天皇を奉じ九州に逃るゝや、九州の豪族は、概  
ね之に應じた。大宮司宇佐公通もその一人で、安  
徳天皇が宇佐神宮に行幸せられた時には、公通の  
第を皇居に充てゝゐる。然るにこの間、平氏は頻  
りに過重な兵糧を九州の豪族社等に課徴したが爲  
に、漸く反感を懷く者も少くはなかつた。同年九  
月、豊後の豪族にして嘗て平重盛の家人と稱せら

れし緒方惟義が、平氏に背いてゐる如きはその一  
例である平家物語。この後、平氏は、源氏の内訌に乗  
じて勢を盛り返し、東上したものの、一谷・屋島  
に敗れて瀬戸内海を西にたゞよつた。この時、山  
陽道を進める源範頼は文治元年(元暦元)正月を以  
つて、周防赤間關に達し、それより海を渡つて豊  
後に入り、進んで博多を陥れようと欲したけれど、  
兵船兵糧の缺乏により、空しく數日滞在し、爲に  
士氣沮喪して、或は東歸を望む者すらあるに至つ  
た。こゝに於いて範頼は、同月十二日に至り、豊  
後國住人臼杵次郎惟隆・同弟緒方三郎惟榮が、兼  
て志を源氏に通ずるの風聞あるを以つて、舟船を  
この兄弟より徵さんと計つた東鑑。果して二十六日  
に至り、兄弟は範頼の命を含み、兵船八十艘を獻  
じたので、範頼の軍は始めて解纜して豊後に渡る  
事を得た東鑑。惟隆・惟榮は、前記惟義の兄で、何れ  
も豊後の豪族である。而して臼杵・緒方の兩氏は、

共に大神氏である。大神氏と宇佐氏とは、歴史的に仲違ひの間柄である。して見れば、この因縁が源平抗争の當時にも、なほ作用して、一方の宇佐氏が、前述の如く平氏方として働いたとすれば、一方の大神氏たる臼杵・緒方の族が、源氏方として力を致すに至れるは、理の當然と云ふべきであらう。

宇佐氏と大神氏との反目は、合戦を意味するものである。しかもこの合戦は、性質上、勢ひ宇佐神宮に災害を及ぼすものであつた。東鑑同年（文治元）十月十六日の條には、次の如く見えてゐる。

豊後國住人臼杵二郎惟隆、緒方三郎惟榮等、去年合戦之間、破却宇佐宮寶殿、押取神寶、依之雖下配流官符、去四日逢非常赦云々、

惟隆・惟榮が神宮に攻寄せたのは、去年即ち元暦元年（壽永三年）七月のことであつた。前記東鑑、及玉。葉文治二正十一この合戦によつて、彼等兄弟が源氏に志を通ずる

といふ風聞が、世に傳播したのであらう。なほ右の風聞の由來を尋ねれば、溯つて壽永二年九月に、緒方惟義が、平氏に背いたことに發端してゐるので、これ以來、臼杵・緒方の族は源氏方として、宇佐氏に對立し、終に元暦元年に至り、宇佐宮攻略となつたのである。而してこの攻略に於いて、惟隆・惟榮の兵は、或は寶殿を破却し或は神寶を押取つた爲に、朝廷は、惟隆・惟榮を一時配流に決したが、遇々非常赦によつて赦免することゝしたのである。けれども直接の下手人に對しては、容赦しなかつたので、右大臣兼實の如きは、同月十七日（文治元、十）に、宇佐宮に關する八ヶ條の申狀を奏聞して、或は「今度狼藉、往代無跡、誠是廟庭無雙之濫行、朝家第一之重事也」とか、或は「累代寶物悉以紛失、神殿舍屋多以顛倒、事絶常篇、曾無蹤跡」とて、公憤を漏らしてゐると共にその下手人たる濫行武士の事については、

張本之輩、召上其身尋造意、勘罪名、任法可被糺斷、  
歟、國家大事、莫過宗廟、所行之旨超大逆、斷罪之法、

暗難、寛宥者歟

と説いてゐる葉。之に關し、その後色々の經緯が

あつた結果、翌文治二年十一月に至り、張本の凶  
徒三人を遠流に處してゐる玉葉文治元十一、二十六、二  
七、廿八、二十九、三十一

然らば宇佐氏に對しては、如何なる處置を執つ

たかといふに、是より先き文治元年五月八日、鎌  
倉幕府に於いて、因幡前司大江廣元等が參會し  
て、鎮西の事を評議し、且つ施行せる條々の中に、

一、宇佐大宮司公房、日來雖致平家祈禱、依御敬神、

如元可管領宮務事、

一、同宮祠官等、可浴御恩事、

一、去年依合戰事、當宮神殿破損云々、殊加造替、可

奉解謝由、可啓白事、

とあつて、大宮司始め神官は罪を赦されてゐる東鑑。

大宮司公は、前記公通の子である諸系圖七十、  
五、宇佐。

神宮が武士の濫行によつて、災害を受けた事は、

色々の點に於いて、當時の朝廷の大問題となつ

てゐるが就中、重大視されたのは例の黄金に關し

てゐる(註)。この黄金に就いては、文治元年五

月十日、右衛門權佐棟範が、攝政基通の使とな

り、後白河上皇に奏上せる言葉には、「宇佐宮黄金

御正體、並流記文書、爲武士被追捕取云々」吉記

あるけれども、事實は之に反し、自餘の神寶が悉

く盜取られた中に、黄金のみは偶然に發見せられ、

神官共は之を奉じて上洛し、朝廷に訴えたのであ

る。十月十七日附の兼實の申狀には、

何況、如本宮解狀者、武士之狼藉、曾無比類、神寶之

紛失、不殘一物、適所出來、只此黄金而已、

と述べてをり、又翌文治二年正月十七日、件の黄

金を前刑部卿頼輔の第から、石清水八幡宮に移す

に當つても兼實は、左の通り云つてゐる玉葉。

彼黄金者、宇佐宮神寶也、昔聖武天皇被奉納黄金三廷(註)

於彼宮之其一也。去々年七月之比、豊後國武士等、亂

入宮中、始<sub>レ</sub>自薦御驗、件黃金已下、累代靈物、不<sub>レ</sub>殘、

一物掠取了、其後自然件金一廷、不感之外出來子細次第書不遺

具、

これに依つて知られる事柄は、出て來た黃金は、

元來の三錠ではなくして、一錠だけで、他の二錠

は紛失したといふことである。なほこの出現の數

については、二錠であると思つてゐた廷臣もあつ

たので、同日權右中辨基親が、黃金を石清水に移

すし就ての定文を、兼實の許に持ち來た際に「件

黃金二廷之由、豫奉行職事定經所<sub>レ</sub>申也、而所<sub>レ</sub>奉

送只一廷、須<sub>レ</sub>問賴經之處爲<sub>レ</sub>流人已發向了爲<sub>レ</sub>之

如何」と語つてゐる。之に對し兼實は辯じて曰く

「件黃金、素所<sub>レ</sub>聞只一廷也、二廷之由誰人説哉、

本數三廷之中、一廷出來、一廷同雖有持來之者、

不知<sub>レ</sub>行方之由、見<sub>レ</sub>所進注文、奉行職事、若聞誤

歟、於<sub>レ</sub>今者不可<sub>レ</sub>叶云々と葉玉。即ち二錠出來した

ものゝ、うち一錠は、行方不明となつてしまひ、

當時現存したのは一錠に止まつたのである。

次に問題となつたのは、件の黃金が、神宮の御

正體なるや否やの事であつて、當時或は之を御正

體なりと稱し、或は單なる神寶なりと稱して、爲

に寛治度と同様の問題を惹起したのであつた玉葉文治

元十九親雅傳宣院旨。之に就ては、現に上洛せる神官にして

も、明確な知識を缺いてゐたことは、文治元年九

月二十二日附の院宣の中に「當宮之習、以<sub>レ</sub>薦御驗

並黃金、奉稱<sub>レ</sub>御正體之由、上洛神官等所<sub>レ</sub>申也」

とあるのでも知られるので、彼等は薦御枕、並に

黃金を、共に御正體なりと申してゐるのである。

されば之が爲に、外記の勘申も、頗る決定に躊躇

してゐる趣は、右の院宣並にそれに附隨せる大外

記師尙の勘文に徴して明である玉葉文治元十九。けれ共神

宮の解狀には、薦御枕を以つて御正體としてゐた

ので、例の兼實の申狀の中には、

如<sub>レ</sub>神宮申狀者、以<sub>レ</sub>薦御枕爲<sub>レ</sub>正體云々。中論御體紛  
駕御驗、同紛失之  
失由、載<sub>二</sub>本宮解狀<sub>一</sub>

とある。兼實の如きは、右の神宮解狀を根據とし、且つ師尙の勘申にかゝる嘉保三年十一月三十日の問注記を傍證として、極力黄金は御正體に非ずして、單なる神寶なる旨を主張してゐる。かの申狀の中に、

以<sub>レ</sub>之思之、神寶之條、雖無異議、崇重之趣殆類御體、  
歟、倩案宗廟之用靈寶、僻猶公家之重劍璽、推而准之、  
自叶物議歟、

とて、その取扱方を示してゐる。玉葉文治。元十七。さり乍ら兼實の論據とした右の神宮解狀も、不審の點があつた。何となれば、件の解狀は、正文ではなくして、神宮から太宰府に交附した牒の案文を、そのまゝ、朝廷に差出したもので、勿論、太宰府の解狀が副つてゐなかつたのである。又一方上洛せる神官の陳述も、不審の點が少くなかつた。よつて廷

議は、結局、大宮司以下神官に上洛を命じて、之を決定することゝなつたが、之について玉葉文治二年正月十五日の條に藏人次官定經が、兼實に申した言葉を記して「宇佐黄金、爲<sub>レ</sub>御正體之由、大宮司言上」と見えてゐて、大宮司の申し立ては、兼實とは反對に黄金を御正體なりとするのであつた。云ふ迄もなく兼實は、この説に不賛成で、若し黄金を御體と稱すれば「還神靈有恐」とも云つてゐる。けれども、廷議は、結局、大宮司の説を採用し、以來御正體として取扱ふこととなつた。

初め神官が黄金を奉じて上洛するや、一先づ山城國司の里第に黄金を安置し、次いで前刑部卿輔の第に移した。されど院及び兼實は、更に之を神聖な場所に移すべしとなし、そして外記等の勘申によつて、神祇官又は石清水外寶殿が、その候補の場所となり、更に官寮の軒廊御卜の結果、石清水外寶殿に移すことに決つた。然るにこの事は、

その後遷延して實現せず、漸く文治二年正月に至り頼輔の所惱危急なるに及んで、遽に石清水外寶殿に移した。そして同年十月二十一日、宇佐使散位定康が發遣せらるゝに及び、之を奉じて宇佐神宮に返納した玉葉、百練抄。

〔註一〕黄金が戦亂の危急に遭遇したことは、承平天慶の亂にもあつたらしく、玉葉文治元年十月十七日の條に見ゆる兼實の申狀中に「如<sub>二</sub>頼業勸申<sub>一</sub>者、件靈寶久安置他所<sub>二</sub>專可<sub>一</sub>有其恐、被<sub>レ</sub>淮<sub>二</sub>天慶等之例<sub>一</sub>、何難之有乎云々」とある。

## 七 結 語

以上述べ來りし宇佐神人の活動につき今、極く大體の要約を試むれば、凡そ次の通りである。

一、對朝廷の活動は、中古初期の現象に屬し、主として神宮が中央帝都に乗り出し、根據を茲に据えて、大いに政治的に活躍せんとしたもの、様であるが、結局失敗に終り、爲にその後は、これを敢てしなくなつたこと。

二、太宰府の葛藤は、中古中期に於ける著明な現象に屬し、その動機は性質は、略々南都北嶺の神人大衆、京都朝廷の場合に類似し、葛藤の結局は、理非の有無に關はらず、概ね太宰府側の敗に歸し、その都度、府司は罪科に處せられしこと。

三、神宮内部の争は、中古を通じての現象であつたが、特に中期から末期にかけて著しく、その争の源因は、神宮にあつては、宇佐・大神二氏にまつはる大宮司職の争奪にあり、彌勒寺にあつては、その所帯の競望にあり、しかも後者は、彌勒寺が石清水別當家の支配を受くるに至つて、甚だしきを加へしこと。

四、神宮の神人、彌勒寺の大衆は、一體に見做すべく、何れか一方に事あれば、常に參加し、時には所在に廣がれる末宮末寺のそれも響應して立ち、爲に九州一圓をして、無警察の混亂状態に陥らしめしこと。

五、中古末の源平合戦は、神宮に對し、未曾有の大打撃を與えしを以つて、神人の活動の上にもこの機を

界として變化を齎たらしむることとなり、これ以前、即ち中古の神人の活動は、不自然な時代區分を用ゐずして自ら一纏をなしをること。

なほ中古に於ける宇佐神人の活動に關しては、宮事緣事抄(石清水八幡宮記録所收)・八幡宇佐宮御神領大鏡(豊前宇佐郡到津公誼氏所藏、鎌倉初期撰か)・宇佐宮託宣集(正應庚寅二月十日神畔著)・東大寺要録及び太宰管内志所引古記録古文書・宇佐宮記等には頗る參考に資すべき文獻が多い。中にも緣事抄の「長保五年八月十九日附宇佐宮司解申請官裁事」、及び之に應ずる年月不明の「宇佐宮司宛太政官符」は、かの大宮司邦利對太宰府の争に關し、天喜三年三月二十日附で、清成を千栗八幡宮雜務を執行せしむる肥前國司宛府符、永承六年十二月五日附で、清成を宮崎宮大檢校職に補任する筑前國司宛府符、及び同く清成を彌勒寺惣檢校職となし、八幡宇佐宮寺末寺末宮、並に所領庄園

の雜務を執行せしむる永承七年六月八日附、九國二島宛府符(十一通)、彌勒寺宛府政所牒、同月十四日附府宛宇佐宮牒等は、かの戒信對清成の争に關し、託宣集の寛治五年正月十三日附宮司彌勒寺講師府司の注進は、かの寛治度の黄金事件に關し、大鏡は神宮及び彌勒寺の所領莊園に關し、是非とも一見せねばならないものである。けれども以上の諸書には猶議すべき點、疑はしき節が多くあつて、遽かに信用し難いから、今はすべて觸れないこととして置いた。(昭和三年二月十九日稿)